

2-4 運 営

分子科学研究所は、全国の大学共同利用機関としての機能をもつと同時に独自の研究・教育のシステムを有している。この項では、これらに関する研究所運営の組織とそれぞれの機能について説明する。

2-4-1 運営顧問

法人組織となって、法律上は自然科学研究機構に研究と教育に関する教育研究評議会（機構外委員，機構内委員，約半数ずつ）が置かれるようになった（機構に属する分子科学研究所には置かれない）。また，新たな組織として機構の経営に関する経営協議会（機構外委員，機構内委員，約半数ずつ）も機構に置かれるようになった。その影響で，法人化前に法律上，各研究所に置かれていた評議員会（所外委員のみから構成）や運営協議員会（所外委員，所内委員，約半数ずつ）は消滅した。各研究所では内部組織について法律上の規定はなく，独自の判断での設置が可能であるが，それらの内部組織はすべて所長の諮問組織となる。法人化前，研究所に置かれていた評議員会の主な機能は，①所長選考，②事業計画その他の管理運営に関する重要事項の検討，であったが，法人化後，これらは基本的には法人全体の問題として，機構長・役員会が教育研究評議会・経営協議会に諮る事項になった。

自然科学研究機構では創設準備の段階から各研究所の自律性を保つことを基本原則として，機構憲章を作成した。その精神に基づき，上記①，②の機能は法律上の組織だけに任せるのではなく，各研究所別に適切な内部組織を置くことになった。ただし，機能①については，所長の諮問組織で審議するのは不適當なため，形式的には機構長の諮問組織的な位置付けで，その都度，各研究所別に大学共同利用機関長選考委員会を設置することにした。その委員は教育研究評議会と経営協議会の機構外委員も候補に加えて，機構外から機構長によって選ばれる。一方，機能②については必要に応じて各研究所で適当な内部組織（所長の諮問組織）を構成することになった。その結果，分子科学研究所では運営顧問制度（外国人評議員に代わる外国人運営顧問も含む）を発足させた。第一期中期計画期間（2004年度～2009年度）の6年間の運営顧問は国内4名，海外2名で運用，第二期中期計画期間（2010年度～2015年度）は，海外2名，国内3名で運用，第三期中期計画期間（2016年度～2021年度）は国内4名と海外2名で運用した。第四期中期計画期間（2022～2027年度）に入り，国内3名，海外2名の他に産学連携アドバイザーを2名追加した。

運営顧問（2023年度）

| | |
|-------|--|
| 石田 美織 | 三菱ケミカル株式会社 Science & Innovation Center Organic Materials Laboratory 所長 |
| 高田 昌樹 | 東北大学国際放射光イノベーション・スマート研究センター教授／ 一般財団法人光科学イノベーションセンター理事長 |
| 谷口 功 | 国立高等専門学校機構理事長 |

外国人運営顧問（2023年度）

| | |
|-----------------------|---|
| WEIDEMÜLLER, Matthias | Vice-Rector, Ruprecht-Karl University Heidelberg |
| LEIGH, David A. | Royal Society Research Professor & Sir Samuel Hall Chair of Chemistry, The University of Manchester |

2-4-2 研究顧問

分子科学研究所では，法人化の前から所長が研究面を諮問するために研究顧問制度を導入している。第一期中期計画期間では国内3名の研究顧問が，所内の各研究グループによる予算申請ヒアリングに参加し，それぞれについて採点し，所長はその採点結果を参照しつつ各研究グループに配分する研究費を決定してきた。第二期中期計画期間は国際的な研究機関としての研究面を中心に諮問することとし，国外委員も追加することとした。第三期中期計画期間か

ら国内外各1名で運用している。

研究顧問（2023年度）

北川 進

京都大学物質-細胞統合システム拠点拠点長, 特別教授

LISY, James M.

Research Professor, University of Illinois Urbana-Champaign

2-4-3 産学連携研究アドバイザー

第四期中期計画期間（2022年度～2027年度）より、分子科学の分野において特に優れた研究業績を有する者又は産学連携関係に特に精通した者に、研究所の産学連携研究に関する指導、助言等をお願いする「産学連携研究アドバイザー」を新たに設けた。産業界で研究所長などの責を担っているアドバイザーから見て、基礎研究が中心となっている分子科学研究所の個々の研究者の研究課題や成果がどのように受け止められるのかをフィードバックして頂くための制度である。また、アドバイザーが有するネットワークを通じて、分子科学研究所の研究が産業界に広く知られることも期待するものである。

産学連携研究アドバイザー（2023年度）

菊池 昇

株式会社トヨタコンボン研究所代表取締役所長

福田 伸

株式会社三井化学分析センター技術顧問

2-4-4 運営会議

運営会議は所長の諮問組織として設置され、現在は、所外委員10名、所内委員10名の合計20名の組織である。所外委員は、分子科学研究者コミュニティである関連学会から派遣される委員会組織の学会等連絡会議で候補が選出され、所長が決定する。所内委員は、研究主幹、研究施設・センター長を中心として、所長が決定する。運営会議は教授会議と連携をとりながら所長候補、研究教育職員人事、共同研究、その他の重要事項について審議、検討する。所長候補者の検討は、大学共同利用機関長選考委員会から依頼を受けて運営会議で行われる。研究教育職員人事については、運営会議の中から選ばれた所外委員5名、所内委員5名で構成される人事選考部会の審議を運営会議の審議と見なす。共同研究については、運営会議の下に置かれた共同研究専門委員会で原案を作成して、それについて運営会議で審議するという方式をとってきたが、2023年度からより審査の迅速化を図るため、専門委員会を廃止し、所外6名、所内6名からなる共同利用研究部会を設置して、随時申請などへの対応を柔軟に行える体制を整え、その運用を開始した。

運営会議委員（任期2022.4-2024.3）（◎：議長 ○：副議長）

秋吉 一成

京都大学大学院医学研究科特任教授

岩佐 義宏

東京大学大学院工学系研究科教授

忍久保 洋

名古屋大学大学院工学研究科教授

高橋 聡

東北大学多元物質科学研究所教授

唯 美津木

名古屋大学物質科学国際研究センター教授

芳賀 正明

中央大学理工学部名誉教授

福井 賢一

大阪大学大学院基礎工学研究科教授

真船 文隆

東京大学大学院総合文化研究科教授

○村越 敬

北海道大学大学院理学研究院教授

吉澤 一成

九州大学先端物質化学研究所教授

◎秋山 修志

協奏分子システム研究センター教授

| | |
|-------|-------------------|
| 飯野 亮太 | 生命・錯体分子科学研究領域教授 |
| 石崎 章仁 | 理論・計算分子科学研究領域教授 |
| 魚住 泰広 | 生命・錯体分子科学研究領域教授 |
| 江原 正博 | 理論・計算分子科学研究領域教授 |
| 岡本 裕巳 | メゾスコピック計測研究センター教授 |
| 解良 聡 | 光分子科学研究領域教授 |
| 斉藤 真司 | 理論・計算分子科学研究領域教授 |
| 山本 浩史 | 協奏分子システム研究センター教授 |
| 横山 利彦 | 物質分子科学研究領域教授 |

2-4-5 運営会議人事選考部会

分子科学研究所における研究教育職員候補者（教授，准教授，助教，上席研究員および主任研究員）は，専任，客員を問わず，全て公募による自薦，他薦の応募者の中から人事選考部会において選考する。また，特任准教授（若手独立フェロー）に加えて2017年度より導入された特別研究部門の卓越教授も人事選考部会で選考することになった。人事選考部会の委員は2年ごとに運営会議の所内委員5名と所外委員5名の計10名によって構成される。人事選考部会で審議した結果は運営会議の審議結果として取り扱われる。所長はオブザーバーとして人事選考部会に参加する。なお，人事が分子科学の周辺に広く及びかつ深い専門性を伴いつつある現状に対応し，人事選考部会は必要に応じて所内外から専門委員を加えることができる。また，助教，特任准教授（若手独立フェロー），主任研究員の選考に関しては専門委員を含む小委員会を，生命創成探究センター（分子研兼務）教授・准教授の選考に関しては専門委員を含む選考委員会を，人事選考部会の下に置いている。人事選考部会の審議結果は部会長より所長に答申され，所長は教授会議（後述）でその結果を報告し，可否の投票等によって了解を得たうえで，最終決定する。

専任の教授，准教授を任用する場合には，まず教授会議メンバーによる懇談会において当該研究分野及び募集方針の検討を行い，それに基づいて作成された公募文案を人事選考部会，教授会議で審議した後，公募に付する。助教から准教授，准教授から教授への内部昇任は原則として認められていない。助教は6年を目途に転出することを推奨されているが，法制化された任期があるわけではない。なお，1999年1月から法人化直前の2004年3月までに採用された助教（2003年4月以前は研究系の助教だけ）には6年の任期（法制化された任期）と3年ごとの再任が規定されたが，法人化による見直しによって，6年の任期を越えて勤務を継続する場合は再任手続きを経たのち，任期のない助教に移行した。

人事選考部会委員（2022，2023年度）（○：部会長）

| | | | |
|-------|-----------|--------|---------|
| 秋吉 一成 | （京大院教授） | 秋山 修志 | （分子研教授） |
| 忍久保 洋 | （名大院教授） | 飯野 亮太 | （分子研教授） |
| 芳賀 正明 | （中央大名誉教授） | ○石崎 章仁 | （分子研教授） |
| 福井 賢一 | （阪大院教授） | 岡本 裕巳 | （分子研教授） |
| 吉澤 一成 | （九大教授） | 山本 浩史 | （分子研教授） |

2-4-6 運営会議共同利用研究部会

全国の大学等との共同利用研究は分子研の共同利用機関としての最も重要な機能の一つである。本部会は昨年までの共同研究専門委員会を廃止し新たに2023年度から部会として発足したものである。本部会では，共同利用研究計画（課題研究，協力研究，研究会等）に関する事項等の調査を行う。半年毎（前，後期）に，申請された共同利用研究に対して，その採択及び予算について審議・決定する。

運営会議共同利用研究部会の委員は、運営会議委員6名以内と運営会議の議を経て所長が委嘱する運営会議委員以外の者6名以内によって構成される。委員会から部会となったことにより、共同利用研究全般の運用に関する権限が運営会議から本部会に移譲されることとなり、より迅速できめ細かい対応が可能となることが期待されている。

運営会議共同利用研究部会委員（2022, 2023年度）（○：部会長）

| | | | |
|-------|----------|--------|----------|
| 大内 幸雄 | （東工大院教授） | ○魚住 泰広 | （分子研教授） |
| 須藤 雄気 | （岡山大院教授） | 齊藤 真司 | （分子研教授） |
| 高橋 聡 | （東北大教授） | 横山 利彦 | （分子研教授） |
| 唯 美津木 | （名大教授） | 岡崎 圭一 | （分子研准教授） |
| 深澤 愛子 | （京大院教授） | 倉持 光 | （分子研准教授） |
| 村越 敬 | （北大院教授） | 楳山 儀恵 | （分子研准教授） |

2-4-7 学会等連絡会議

所長の要請に基づき学会その他の学術団体等との連絡、運営会議委員各候補者等の推薦等に関することについて、検討し、意見を述べる。所長が議長を務める。

学会等連絡会議構成員（2023年度）

【所外委員】

（日本化学会推薦）

| | | | |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 塩谷 光彦 | （東京大院教授） | 三浦 雅博 | （大阪大特任教授） |
| 宮崎 あかね | （日本女子大教授） | | |

（日本物理学会推薦）

| | | | |
|-------|----------|------|---------|
| 木村 昭夫 | （広島大院教授） | 松田 巖 | （東京大教授） |
| 松本 卓也 | （大阪大院教授） | | |

（日本放射光学会推薦）

| | | | |
|-----------|------------------|-------------|----------------------|
| 熊坂 崇 | （高輝度光科学研究センター室長） | 佐藤 友子 | （高エネルギー加速器研究機構特別准教授） |
| （-2023.9） | | （2023.10 -） | |

（錯体化学会推薦）

| | | | |
|-------|----------|--|--|
| 馬越 啓介 | （長崎大院教授） | | |
|-------|----------|--|--|

（分子科学会推薦）

| | | | |
|-------|------------|-------|------------|
| 竹内 佐年 | （兵庫県立大院教授） | 細越 裕子 | （大阪公立大院教授） |
| 柳井 毅 | （名古屋大教授） | 山内 美穂 | （九州大教授） |

（日本生物物理学会推薦）

| | | | |
|-------|------------|--|--|
| 池口 満徳 | （横浜市立大院教授） | | |
|-------|------------|--|--|

【所内委員】

| | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| 秋山 修志 | （分子研教授） | 石崎 章仁 | （分子研教授） |
| 解良 聡 | （分子研教授） | 山本 浩史 | （分子研教授） |
| 田中 清尚 | （分子研准教授） | | |

2-4-8 教授会議

分子科学研究所創設準備会議山下次郎座長の申し送り事項に基づいて、分子研に教授会議を置くことが定められている。法人化の際も教授会議を継続することを決めた。所長が議長を務める。同会議は分子研の専任・客員の教授・准教授および主任研究員で構成され、研究及び運営に関する事項について調査審議し、所長を補佐する（一部の議案については、特任教授、特任准教授も教授会議に参画する）。所長候補者の選出に当たっては、教授会議に選挙管理人を置き、その指示に従い、教授会議は運営会議から独立した会議体として独自の見識のもとに候補者を選出し、運

営会議に提案しその審議結果に対し教授会議として了承するかどうかを審議する。また、研究教育職員の任用に際しては人事選考部会からの報告結果を審議し、教授会議としての可否の投票を行う。

2-4-9 主幹・施設長会議

主幹・施設長会議は、所長の諮問に応じて研究所の運営等の諸事項について審議し、所長を補佐する。所長が議長を務める。そこでの審議事項の大半は教授会議に提案され、審議の上、決定する。特任助教（分子科学研究所特別研究員）及びIMSフェロー等の選考に関する審議を行う。主幹・施設長会議の構成員は各研究領域の主幹、研究施設長・センター長等の教授で、所長が招集し、主催する。

2-4-10 各種委員会等

上記以外に次表に示すような“各種の委員会”があり、研究所の諸活動、運営等に関するそれぞれの専門的事項が審議される。詳細は省略する。

(1) 分子科学研究所の各種委員会

| 会議の名称 | 設置の目的・審議事項 | 委員構成 | 設置根拠等 | 実施日 |
|----------------|--|--|-----------|---------------------------------------|
| 点検評価委員会 | 研究所の設置目的及び社会的使命を達成するため自ら点検及び評価を行い研究所の活性化を図る。 | 所長、研究総主幹、研究主幹、研究施設の長、本部研究連携室の研究所所属の研究教育職員、技術推進部長、他 | 点検評価規則 | — |
| 将来計画委員会 | 研究所の将来計画について検討する。 | 所長、研究総主幹、教授数名、准教授数名 | 委員会規則 | — |
| 放射線安全委員会 | 放射線障害の防止に関する重要な事項、改善措置の勧告。 | 取扱主任者 研究所の職員若干名（放射線発生装置所有グループ及びエックス線発生装置所有グループをそれぞれ1グループ以上含む） 総務部長 技術推進部長 安全衛生管理室長 | 放射線障害予防規則 | 2023.9.5-15 (メール審議) |
| 極端紫外光研究施設運営委員会 | 研究施設の運営に関する重要事項。施設利用の採択に関する調査。 | 研究施設長 研究施設の教授、准教授及び主任研究員 教授又は准教授4 職員以外の研究者7 | 委員会規則 | 2023.8.28, 2024.3.7 |
| 機器センター運営委員会 | センターの管理運営に関する重要事項。 | センター長 センターの研究教育職員 センター以外の分子研の研究教育職員若干名 職員以外の研究者若干名 | 委員会規則 | 2023.7.14, 2024.1.10-15 (メール審議) |
| 装置開発室運営委員会 | 装置開発室の運営に関する重要事項。 | (原則) 室長 研究教育職員8 技術職員若干名 所外の研究者及び技術者若干名 技術推進部長 | 委員会規則 | 2023.5.17-23 (メール審議) 12.19 |

| | | | | |
|---------------------------|---|---|---------------|---|
| 安全衛生委員会 | 安全衛生管理に関する事項。 | (原則) 各研究室から各1 施設から必要数 | 委員会規則 管理規則 | (メール持ち 回り審議) 2023.6.23, 12.21 |
| 図書委員会 | 購入図書の選定。他 | | | — |
| ネットワーク委員 会 | 情報ネットワークの維持、管理運営。 | (原則) 各研究領域から各1 施設から必要数 | | 随時メール で対応 |
| 情報ネットワーク セキュリティ委員 会 | 分子研情報ネットワークセキュリ ティに関する必要な事項。 | 各研究領域教授各1 各研究施設教授各1 技術推進部長 分子研広報委員長 分子研ネットワーク委員長 | | 随時メール で対応 |
| 知的財産委員会 | 研究所における知的財産の管理及び 活用に関する事項。 | 研究教育職員(所長指名)1, 研 究領域及び研究施設の研究教育 職員若干名, 岡崎共通研究施設 の研究教育職員若干名, 技術推 進部長が指名するユニット長1名 | 委員会規則 | 2023.4.7, 6.2, 8.4, 10.6, 12.1, 2024.2.2 |
| 利益相反委員会 | 研究所構成員の利益相反に関する事 項。 | 所長, 研究領域及び研究施設 の研究教育職員若干名, 岡崎 共通研究施設の研究教育職員 若干名, 技術推進部長 | 委員会規則 | 2023.11.9 2024.3.21 |
| 大学院委員会 | 総合研究大学院大学の運営に関する 諸事項, 学生に関する諸事項等の調 査審議を行い, その結果をコース委 員会に提案し, その審議に委ねる。 | (原則) 大学院委員長, 正副コース長 を含む | | 2023.4.7, 7.7, 9.1, 10.6, 11.2, 12.1, 2024.1.5, 3.1-8 (メー ル審議) |
| 特別共同利用研究 員受入審査委員会 | 特別共同利用研究員の受入れ等につ いて審査を行なう。 | 研究総主幹, 研究主幹, 研究 施設長, 計算科学研究センター 長, 大学院委員会委員長 | 委員会要領 | 随時持ち回 り審議 |

設置根拠の欄 分子科学研究所で定めた規則, 略式で記載。記載なきは規定文なし。
表以外に, 分子研コロキウム係, 自衛消防隊組織がある。

(2) 岡崎3機関等の各種委員会等

| 会議の名称 | 設置の目的・審議事項 | 分子研からの委員 | 設置根拠等 | 実施日 |
|-----------------------|---|---|--------------|---|
| 岡崎3機関所長会議 | 研究所相互に関連のある管理運営上の 重要事項について審議するとともに円 滑な協力関係を図る。 | 所長 | 所長会議運営規 則 | 2023.4.18, 5.16, 6.20, 7.18, 9.19, 10.17, 11.21, 12.19, 2024.1.16, 2.20, 3.19 |
| 岡崎3機関職員福利厚生 委員会 | 職員レクリエーションに関する事項及 び職員会館の運営に関する事。他 | 研究教育職員1 技術職員1 | 委員会規則 | 2023.7.14 |
| 岡崎情報セキュリティ管 理運営委員会 | 岡崎3機関における情報セキュリティ の確保及び岡崎情報ネットワークの管 理運営に関する必要な事項。 | 研究総主幹, 教授1 計算科学研究セン ター長 責任担当所長 | 委員会規則 | 2024.3.14 |

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|------------------------|--|
| 岡崎情報セキュリティ管理運営専門委員会 | 岡崎3機関における情報セキュリティと岡崎情報ネットワークの日常の管理。将来における岡崎情報セキュリティ及びネットワークの整備、運用等について調査審議。 | 教授1 技術職員3 室長が必要と認めた者2 | 委員会規則 | 2023.5.24, 8.4, 11.9, 2024.2.26 (Web会議) 2023.7.20, 8.24, 12.22, 2024.2.5 (メール審議) |
| 岡崎共同利用研究支援施設運営委員会 | 岡崎コンファレンスセンター及び宿泊施設(ロッジ)の管理運営に関し必要な事項。 | 担当責任所長 教授又は准教授1 国際研究協力課長 | 委員会規則 | 2023.8.3, 2024.1.31 |
| 岡崎3機関安全衛生委員会 | 岡崎3機関の安全衛生に関し必要な事項について審議する。 | 安全衛生統括代表者1 安全衛生管理者2 職員2 | 委員会規則 | 2023.4.18, 5.16, 6.20, 7.18, 8.15, 9.19, 10.17, 11.21, 12.19, 2024.1.16, 2.20, 3.19 ※2024.3.19以外はメール審議 |
| 防火防災対策委員会 | 防火防災管理に関する内部規定の制定改廃, 防火防災施設及び設備の改善強化。防火防災教育訓練の実施計画。防火思想の普及及び高揚。他 | 所長, 研究所の代表(教授1), 副防火防災管理者(技術推進部長), 高圧ガス保安員統括者 | 委員会規則 | 2023.5.17-23 (メール審議), 7.14-21 (メール審議), 9.20, 2024.3.6 |
| 動物実験委員会 | 動物実験に関する指導及び監督。実験計画の審査。他 | 技術推進部長 | 委員会規則 | 2023.5.11, 9.26, 11.29, 12.6-13 (メール審議), 2024.2.20, 随時持ち回り審議 |
| 計算科学研究センター運営委員会 | センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。 | 教授又は准教授1 | 委員会規則 | 2023.8.30, 2024.3.13 |
| 動物資源共同利用研究センター運営委員会 | センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。 | 教授又は准教授2 | 委員会規則 | 2023.7.3, 12.20-26 (メール審議) |
| アイソトープ実験センター運営委員会 | センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。 | 教授又は准教授2 技術推進部長が指名するユニット長1 | 委員会規則 | 2023.7.6 |
| ハラスメント防止委員会 | ハラスメントの防止並びにその苦情の申出及び相談に対応するため。 | 所長が指名する者3 | 委員会等規則 | 2023.6.6, 2024.3.25 |
| アイソトープ実験センター明大寺地区実験施設放射線安全委員会 | 明大寺地区実験施設における放射線障害の防止に関し必要な事項を企画審議する。 | 研究教育職員3 技術推進部長 | センター明大寺地区実験施設放射線障害予防規則 | 2023.6.13-20 (メール審議), 2023.8.1 (メール開催) |

| | | | | |
|-------------|---|--|-------|--|
| 岡崎山手地区連絡協議会 | 岡崎山手地区における建物の円滑な管理及び環境整備等を協議する。 | 担当責任所長 教授 2 技術推進部長 | 協議会規則 | 2023.4.28, 7.5, 9.6, 11.1, 2024.1.4, 3.6 |
| 施設整備委員会 | 岡崎 3 機関各地区の施設整備, エネルギー及び環境保全等に関する事項の立案を行い, 所長会議に報告する。 | 研究総主幹 教授 1 計算科学研究センター長 技術推進部長 | 委員会規則 | 2024.2.7 |
| 岡崎情報公開委員会 | 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を円滑に実施するため。 | 所長又は研究総主幹 教授 1 | 委員会規則 | 2023.12.21- 28 (メール 審議) |
| 生命倫理審査委員会 | 機構におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究を, 倫理的配慮のもとに適正に推進するため。 | 教授又は准教授 2 | 委員会規則 | 随時持ち 回り審議 |

設置根拠の欄 岡崎 3 機関が定めた規則, 略式で記載。記載なきは規定文なし。